

## 平成24年度

### 農林水産政策科学研究委託事業研究課題の公募について

【公募期間】 平成24年4月20日（金）～5月31日（木）

【公募テーマ】 1 農産物・食品の有する多様な機能・効用を効果的に発揮し需要を喚起する、医食農の連携等を通じた新たな生産・流通・消費システムを構築するための体系的な政策展開の方法に関する研究

2 独創的な農文化システムが維持されている地域を、文化、景観、生物多様性等の多角的な側面から総合的に評価する手法の開発とこれらの維持・保全等を推進するための方策に関する研究

【研究期間】 原則として3年間

【研究費】 年間・約700万円～1,000万円を予定  
(間接経費を含む)

【採択予定課題数】 2テーマで6～7課題

【公募後のスケジュール（予定）】

6月中下旬 外部専門家等による審査会

7月上旬 課題採択の通知

7月中旬から 委託契約の締結・研究の開始

公募に関する詳細は農林水産政策研究所ホームページに掲載

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/>

お問い合わせ先

農林水産省農林水産政策科学研究委託事業推進事務局

(農林水産政策研究所 担当：中山、羽子田)

電話：03-6737-9046、9091 FAX：03-6737-9098

## 募集にあたって（ポイントの紹介）

### 1 公募研究課題及び募集期間について

農林水産政策科学研究委託事業の課題提案募集については、以下のとおり行います。

研究課題を公募する研究テーマ	応募受付期間
<p>行政部局からの要請等に基づき、農林水産政策推進上の重要性・緊急性が高く、研究の成果が農林水産政策の企画立案に資するものとして毎年度設定される研究テーマに対応した研究課題を募集します。</p> <p>[平成24年度研究テーマ]</p> <p>①農産物・食品の有する多様な機能・効用を効果的に発揮し需要を喚起する、医食農の連携等を通じた新たな生産・流通・消費システムを構築するための体系的な政策展開の方法に関する研究</p> <p>②独創的な農文化システムが維持されている地域を、文化、景観、生物多様性等の多角的な側面から総合的に評価する手法の開発とこれらの維持・保全等を推進するための方策に関する研究</p> <p>※研究課題を募集する研究テーマの詳細については、別紙1「平成24年度研究テーマの説明」をご覧ください。</p>	<p>平成24年4月20日(金) ～平成24年5月31日(木) (午後5:00まで)</p>

### 2 研究実施までのスケジュール（予定）

平成24年6月上旬～（予定）	1次（書面）審査
6月中旬（予定）	2次（ヒアリング）審査対象課題通知
6月下旬（予定）	2次（ヒアリング）審査
7月上旬（予定）	採択課題決定
7月中旬～（予定）	委託の実施（研究開始）

### 3 応募の要件

#### (1) 応募できる研究機関等

研究課題の応募には、大学、大学共同利用機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、民間企業、公益・一般法人、NPO 法人、地方公共団体（以下「研究機関等」という。）又はこれらの2以上の研究機関等から構成されるグループ（以下「共同研究グループ」という。）であることが必要です。

#### (2) 研究総括者及び中核機関

研究課題の応募を行う研究機関等は、所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究総括者を選定する必要があります。

また、共同で研究に取り組む場合は、研究推進の中核となる中核機関（中核機関は、法人格を有していることが必要です。）を選定するとともに、当該中核機関の研究者の中から、研究課題の実施に責任を有する研究総括者を選定する必要があります。

### 4 応募の手順

研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関）は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で応募します。

応募にあたっては、事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への研究機関等及び研究者情報の登録が必要となります。登録方法については、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）をご参照下さい。

なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

(※) 府省共通研究開発管理システムについて

府省共通研究開発管理システムとは、競争的研究資金制度を中心として、研究管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

### 5 研究課題採択までの流れ

審査については、次のとおり行います。

#### (1) 1次（書面）審査

外部専門家等による書面審査の結果をもとに、農林水産政策研究所が2次（ヒアリング）審査の対象課題を選定します。

#### (2) 2次（ヒアリング）審査

外部専門家等を構成員とする農林水産政策科学研究委託事業研究課題評価委員会においてヒアリングを実施し、これをもとに農林水産政策研究所が協議の上、採択課題を決定します。

### 6 審査の視点

(1) 政策的観点	・政策的観点からみた社会的・経済的意義（重要性、緊急性） ・政策の企画立案における研究成果の活用の可能性
-----------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行する類似研究の有効活用や費用対効果の面から見た研究計画の妥当性</li> <li>・研究成果の波及性</li> </ul>
(2) 科学的観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性・先導性等の学術的意義</li> <li>・研究方法、研究体制等の効率性</li> <li>・目標の明確性・達成可能性</li> </ul>

## 7 留意事項

### (1) 公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

応募書類（研究計画書）及び他府省からの情報等により、公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

### (2) 研究費の不正使用防止への対応

本事業で実施する研究課題については、農林水産省が示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（[http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/kotekikeihi\\_guideline.pdf](http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/kotekikeihi_guideline.pdf)）に準じて、研究費の不正使用防止に向けた取組を行っていただくこととなります。

### (3) 研究上の不正行為への対応

本事業における研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）に対しては、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（[http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/fuseikoi\\_guideline.pdf](http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/pdf/fuseikoi_guideline.pdf)）が準用されます。

## 8 お問い合わせ先

研究課題の募集については、本要領を熟読の上、応募して下さい。

なお、今回の研究課題の募集に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

### 〈問い合わせ先一覧〉

事業全般に関する問い合わせ先	農林水産政策科学研究委託事業推進事務局 担当：中山、羽子田	TEL 03-6737-9046, 9091 午前9:30～午後5:30
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法等に関する問い合わせ先	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	TEL 0120-066-877 午前9:30～午後5:30

※土曜日、日曜日、祝日を除く

## (別紙 1)

### 【研究テーマ 1】

農産物・食品の有する多様な機能・効用を効果的に発揮し需要を喚起する、医食農の連携等を通じた新たな生産・流通・消費システムを構築するための体系的な政策展開の方法に関する研究

### 【研究テーマ 1 の目標】

農産物・食品は、現在、その本来の役割である食料や観賞用植物としての機能に加え、健康の維持増進やストレスの緩和等、多様な機能・効用が指摘されており、これらを効果的に活用することにより新たな需要を喚起する可能性が高い。しかしながら、当該農産物・食品に係る多様な機能・効用について、個々の機能・効用に関する科学的エビデンスの蓄積は進められつつあるものの、それらを効果的に活用する生産・流通・消費システムが構築されていない。

このため、健康・長寿社会の実現や快適な生活空間の形成と、グローバル市場を見据えた農産物・食品の新たな需要拡大や生産・流通段階における付加価値の増大等に資するよう、消費者・生産者・事業者・市場等それぞれの観点からの考察を行いつつ、農産物・食品の多様な機能・効用の需要者への適切な伝達方法や情報共有の方法、効率的な流通や効果的な消費のあり方等を含めた当該農産物・食品に係る新たな生産・流通・消費システムの構築を進めるための体系的な政策展開の方法を示すことを目標とする。

### 【想定される研究課題の例】

- ① 観葉植物等の花きが都市居住者に与えるストレス・視覚疲労の緩和、空気清浄、湿度・温度調整からコミュニケーションの形成などの効用を総合的に評価する手法とその効用の発揮を進めるための生産・流通・消費システムの構築に関する研究
- ② 農産物・食品の新機能を核とした医食農連携を推進した場合の地域農業への効果、地域経済への効果、健康維持増進効果を評価する手法の開発とその効果の発揮を進めるための体系的な政策展開の方法に関する研究
- ③ 農産物・食品の有する多様な機能・効用を活用し、グローバル市場を見据え、消費者との協働や多様な関連産業のイノベーション等も含めた医食農連携ビジネスモデルの構築とそれを推進・支援するための体系的な政策展開の方法に関する研究

## 【研究テーマ2】

独創的な農文化システムが維持されている地域を、文化、景観、生物多様性等の多角的な側面から総合的に評価する手法の開発とこれらの維持・保全等を推進するための方策に関する研究

## 【研究テーマ2の目標】

我が国には、農業の近代化と並行し、伝統的農業・農法、農村文化や生物多様性、農村景観等が一体となって保全され、その維持に努めている地域が見られるが、一方で、農村の人口減少や高齢化の進展に伴いこうした農文化システムそのものが消滅してしまうことが危惧されている。こうした中で、国際的にも、世界農業遺産(※)など、独創的な農文化システムを評価しその維持・保全・普及を図ろうとする動きが見られる。

しかしながら、このような独創的な農文化システムは、その形態や発現される特性の多様性、その独創性・独自性に由来する評価の困難性等を有するため、我が国に存在する様々な農文化システムについては、その的確かつ総合的な評価がなされていない状況にある。

このため、独創的な農文化システムが維持されている地域を文化、景観、生物多様性等の側面から総合的に評価する手法を開発するとともに、このような優れた独創的な農文化システムの維持・保全等を推進するための方策を示すことを目標とする。

## 【想定される研究課題の例】

- ① 独創的な農文化システムを農業生産、伝統知識・技術の伝承、文化、景観、生物多様性、地域住民の主体性等の側面から定義し、そのようなシステムの総合的な評価の枠組み、評価項目及び評価手法を開発に関する研究
- ② 我が国の農村地域の独創的な農文化システムが維持されている地域の総合的評価に関する実証的研究
- ③ 我が国の独創的な農文化システムの維持・改善、他の地域への普及を推進するための方策に関する研究

※世界農業遺産 (Globally Important Agricultural Heritage Systems: GIAHS (ジアス))

国連食糧農業機関 (FAO) が2002年から主として途上国向けに開始したプロジェクトで、次世代へ継承すべき重要な農法や生物多様性等を有する地域 (サイト) のシステムを認定する制度。現在11ヶ国で認定されており、日本は、2011年6月に佐渡地域及び能登地域が、先進国としては初めての認定を受けた。